

# Harmony - news & topics 2010.12

URL: <http://www.kadota-office.com/>  
mail: [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
tel: 022-271-6751 fax: 022-271-6758



今月の写真: 神戸ミネリエ  
photo by Akiko Ujiie

若者の雇用の実態は～調査や数値から～

 若年者の失業率が悪化傾向

12/3 政府が 2010 年版「子ども・若者白書」を閣議決定し、全年齢の平均失業率 5.1%に対し、  
○15～19 歳では 9.6% (前年比 1.6 ポイント増)、  
○20～24 歳では 9.0% (同 1.9 ポイント増)  
○25～29 歳では 7.1% (同 1.1 ポイント増) と、  
若年者の失業率が高いことがわかりました。  
〔関連リンク〕  
子ども・若者白書 (旧青少年白書) について  
<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hakusho.html>

 福祉の仕事をする若者の 8割が「過重労働・低賃金」

11/21、若手福祉従事者ネットワークは、福祉の現場で働く若者の 83%が「過重労働・低賃金」であると感じ、86%が「生涯続けたい」と考えているとする調査結果を発表しました。  
現在の年収については、300 万円未満が 66.9%、200 万円未満が 33.6%だった。

 20 代の失業不安が過去最高に

11/21、連合総研が実施した「勤労者短観調査 (10 月)」の結果を発表され、「今後 1 年間に失業する不安を感じる」と回答した人の割合が 20 代で 32.9%となり、過去最高になったことがわかりました。  
「失業不安を感じる」割合は全体で 25%。  
男性非正社員 53.6%、女性非正社員 34.8% でした。

 仕分けで「廃止判定」のジョブカード制度継続へ

11/20、菅総理大臣は、10 月末に実施された事業仕分け第 3 弾において関連事業が「廃止」と判定されたジョブカード制度について、見直しのうえ継続する意向を明らかにした。

 今、大切にしなければならぬのは「何」でしょう？

これらの記事を読む限り今、将来を担う若者が危機です。眼の前の仕事がない (平均失業率を押し上げているのは 10～20 代)、低賃金で安く使われ育成の機会に恵まれない (その後の経済力、自立という面で極めて大きな不安要素です) …これでは少子化だてますます進みますね。その割に、私たちが現場でみている若者は仕事を辞めてしまうこともしばしば…今、本当に必要なのは『未来を描く想像力』なのではないかと思えます。そして「継続は力なり」「石の上にも三年」のように努力する時間…インターネットや携帯のような便利ですぐに答えの出るものが多く死語かもしれませんが、身をもって覚えるには『時間』が必要…これこそ親や先輩がしっかり教え、成功体験につなげたいものです。(門田)

今月の写真 ~Kadota-office staffs が贈る季節の風景

(HPより)「神戸ルミナリエ」は、阪神・淡路大震災犠牲者の鎮魂の意を込めると共に、都市の復興・再生への夢と希望を託し、大震災の起こった 1995 年 12 月に初めて開催され、震災で打ちひしがれた神戸の街と市民に大きな感動と勇気、希望を与えました。閉幕直後から、市民や各界から継続開催を求める強い声が寄せられ、都市と市民の希望を象徴する神戸の冬の風物詩としての定着を目指すことになりました。「ルミナリエ」の語源はイタリア語の Illuminazione Per Feste (祝祭のためのイルミネーション)。ルミナリエ作品はヨーロッパバロック時代に盛んに創られた祭礼、装飾芸術のひとつとして誕生した光の魅力を駆使した建築物を起源としています。光のもつ精神的価値と祝祭性を包含し、現在の形態である電気照明を用いた幻想的な光の彫刻として創作されるに至りました。<http://www.kobe-luminarie.jp/>  
2005 年 1 月に発行を始めたニュースも本号で 70 号…07 年、08 年に各 1 回合併号とさせて戴いた他はなんとかが毎月発行～これからもう少しでもお役に立てるよう、一生懸命紙面をまとめ次は 100 号 (毎月発行できれば 2013 年 6 月号定!!) を目指して頑張ります～どうか、末長くお付き合いください。いよいよ今年もあとわずかとなりました。皆様には 1 年間お世話になり、本当にありがとうございました。どうぞ、良いお年をお迎えください。そして来る 2011 年も、どうぞよろしくお願ひいたします。(職員一同)

●受動喫煙関係、罰則は見送りへ (12/7)

厚生労働省の労働政策審議会は、労働安全衛生法の改正案に盛り込まれる予定の「職場の原則禁煙化 (受動喫煙防止)」に関し「罰則を定めない方針」を明らかにしました。改正案は来年の通常国会に提出される予定で、事業所の全面禁煙か空間分煙を義務付けることとしています。

以前からニュースでも話題にしていますが、いよいよ対策を求められますね。職場を離れて喫煙をする場合、労働時間から除きたい…最近、とてもご相談がとても多いです。

●「うつ病健診」による医師面接 労働者は事業主を通じて申出へ (11/23)

厚生労働省の労働政策審議会は、2011 年度から導入予定の「健康診断でうつ病などを調べる新制度」について当初の案を修正し『精神疾患の所見がある労働者は希望により事業主を通じて医師に面接を申し出る』という仕組みとする方針を明らかにしました。事業主に知らせないのは問題があるとして、事業主に一定程度関与させるよう修正したものです。

労働安全衛生法に規定される事業主に実施義務が課された健康診断について、事業主には「その結果に基づく配慮義務」があります。今後、このような所見がある従業員をどのように受け止め、業務と治療のバランスをとっていく必要があるのか、本人の意思の尊重と業務管理、休職・復職の判断、リハビリ出勤の取り扱いなど、就業規則における規定の整備も含めて、私自身もよく学ばなければと思っています。

●労災保険の障害等級、男女平等へ (11/20)

今年 5 月の「男女差のある国の基準は違憲である」という京都地裁判決をうけ、厚生労働省は、労災で顔などに大きな傷跡が残った場合の補償に男女で差があった障害等級を見直す考えを明らかにしました。1947 年の労災保険法の施行後、初めて男女差が見直されます。

6 月のニュース時に判決の記事をお送りしておりましたが、ここで等級の見直しという運びになりました。63 年前のルールが、現在の社会的な価値観によって変わる～時代とともに法や基準が変わっていくことを実感しますね。

●精神障害の労災保険の支給決定までの期間短縮へ(11/29)

厚生労働省は現在、支給決定まで平均で約 8.7 カ月かかっている精神障害に関する労災認定の期間について、6 カ月程度まで短縮する方針を明らかにしました。来夏までに検討会が報告書をまとめ、その後、通知 (認定指針) を改定する考えです。

認定時点で治療や生活支援の必要性があるわけですから、適切な認定と被災者保護の観点から改善できることはして頂きたいですね。

Harmony – news & topics 2010.12  
#発行: 2010 年 12 月 10 日 #編集・構成: 合同会社 Harmony  
門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所  
ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F  
TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758  
URL : <http://www.kadota-office.com/>  
mail : [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>  
陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>  
スタッフ日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

